

処 分 基 準

平成17年1月19日作成

法 令 名 :	行商従事者証等の様式の承認に関する規程 (14-1)
根 拠 条 項 :	第7条
処 分 の 概 要 :	行商従業者証等の様式の承認の取消し
原 権 者 :	千葉県公安委員会
法 令 の 定 め :	行商従事者証等の様式の承認に関する規程第1条(承認を受けることができる団体) 同第5条(資料の提出) 同第6条(作成・交付事業の廃止の届出)
処 分 基 準 :	行商従事者証等の様式の承認に関する規程第7条各号に該当する場合、以下のよう なとき等を除き、承認を取り消すこととする。 1 次のように帰責事由がない場合又は悪性のごく軽微な場合であつて、速やかに是 正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき。(同条第1号) ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が古物営業法第4条第 1号から第5号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法 人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。 2 資料を提出しなかったことについて相当の理由があり、速やかに資料を提出する ことができ、現に提出しようとしているとき。(同条第2号) 3 資料を届け出なかったことについて相当の理由があり、速やかに資料を届け出る ことができ、現に届け出ようとしているとき。(同条第3号)
問 い 合 わ せ 先 :	生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係 (電話043-201-0110)
備 考 :	